

EV・PHV 充電インフラ整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 EV・PHV 充電インフラ整備促進事業（以下「本事業」という。）は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、空白地域又は道の駅に急速充電器を整備する者に対して、充電インフラ整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、EV・PHVを利用しやすい環境を整備し、その普及を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 充電設備

EV（電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。））及びPHV（プラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。））（以下「EV等」という。）に充電するための設備であつて、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及びEV等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 国補助金

「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付要綱（20211213財製第4号）」に基づき、充電設備を導入する者に対し交付される補助金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、国補助金の交付決定を受けたものとし、その種類、補助交付申請要件、補助対象経費、補助対象者、補助率及び補助上限額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。なお、本事業の実施に当たっては、国補助金に準拠するものとする。なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(災害時における充電要請への協力)

第4条 補助金の交付を受けた者（リース契約により設置する場合は使用者）は、災害等による停電発生時に県内避難所等へ電力供給するための電動車等に対する県からの充電要請に協力するよう努めること。なお、リース契約により設置する場合は、リース契約書等にその旨を明記すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

別表第 1

対象事業	補助交付申請要件	補助対象経費	補助対象者 (注 3)	補助率 (注 4)	補助上限額
1.空白地域への充電設備設置事業	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 栃木県内の空白地域（注 1）に充電設備を設置すること。</p> <p>② 設置場所が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。</p> <p>③ 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金など国補助金において認められた料金の徴収は可とする。</p> <p>④ 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>⑤ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することも可とする。</p> <p>⑥ 空白地域における電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、設置予定場所より道のり 15km 以内に上記②から④及び⑤（ただし書きを除く。）の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。（なお、高速道路 SA・PA 等に設置されている充電設備は含まない。）</p> <p>⑦ 充電設備が 24 時間利用の可否を申告すること。24 時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。</p> <p>⑧ 入替設置にあっては、既存の公共用急速充電設備が設置してから 5 年以上経過しており、それが撤去されれば⑥と同様の状況となること。また、新規に設置する充電設備と入れ替えに当該既設充電設備を撤去する予定であること。</p>	<p>国補助金のうち「高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」で空白地域に設置するものと同じ</p>	法人又は個人	3 分の 2 以内	200 万円
			市町	2 分の 1 以内	

2. 道の駅への充電設備設置事業	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 栃木県内の道の駅（注2）に充電設備を設置すること。</p> <p>② 設置場所が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>③ 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金など国補助金において認められた料金の徴収は可とする。</p> <p>④ 充電場所を示す案内板を道の駅の入口に設置すること。</p> <p>⑤ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することも可とする。</p> <p>⑥ 国土交通省に道の駅として登録されていること。なお、新設の「道の駅」で国土交通省に登録されていない場合は、登録に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであること。</p> <p>⑦ 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。</p> <p>⑧ 入替設置については、既設充電設備を設置してから5年以上が経過していること。</p>	国補助金のうち「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」で道の駅に設置するものと同じ	法人又は個人	3分の2以内	200万円
			市町	2分の1以内	

注1 「空白地域」とは、設置予定場所より公道上道のり15km以内に急速の公共用充電設備がないこと、又は、設置から5年以上が経過している既設の公共用急速充電設備があり、それが撤去されることで、前記と同様の状況になる場合のいずれかをいう。

注2 国土交通省に登録されている「道の駅」を本事業の対象とする。

注3 (1) 次に掲げる全ての要件に適合している必要がある。

ア 県税の滞納がないこと。

イ 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(2) リース契約により設置する場合は、リース会社を補助対象者とする。

注4 補助対象経費から国補助金を控除した額に対する補助率をいう。